

福岡市あき缶・びん対策協会要綱

(設置目的)

第1条 空き缶、空き瓶等食品容器の適正な回収及び再生利用の促進を図るとともに、環境保全活動の推進及び市民の清掃モラルの高揚を図るため、福岡市あき缶・びん対策協会（以下「協会」という）を設立する。

(所掌事務)

第2条 協会は、前項の目的を達成するため、次の各号に定める事項について検討し、実施する。

- (1) 空き缶、空き瓶等食品容器の回収及び再生利用の促進。
- (2) 環境美化活動。
- (3) 市民に対する環境保全及び清掃思想の普及啓発。
- (4) その他協会の運営に必要な事項。

(組織)

第3条 協会は、別表1に掲げる会員及びこの運動の趣旨に賛同する団体をもって組織する。

- 2 協会に会長1名、副会長1名及び会計監事2名を置く。
- 3 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。
- 4 会計監事は、会長が推薦し、協会の承認を得る。

(会長の職務)

第4条 会長は協会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(総会の招集)

第5条 総会は会長が随時招集し、議長は会長をもってあてる。

- 2 総会は、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。この場合において、議事の表決を議長に委任した欠席者は出席者とみなす。（次項において同じ）
- 3 表決は、出席者の過半数の賛否によって決定する

(役員任期)

第6条 会長、副会長及び会計監事の任期は2年とする。

(関係者の出席)

第7条 議長は、必要と認めるときは、総会に関係者の出席を求め、意見または説明を聴くことができる。

(会計)

第8条 協会に必要な事業の経費は、会員の負担金並びに寄付金、賛助金をもってあてる。

2 会員の負担金は、1口1万円以上とし、毎年度総会において決定する。ただし、特別の事情により、現金納付が困難な場合は、本協会に必要な物品等の現物納付及び地域市民団体においては必要人員の無償動員により、これに替えることができる。

3 協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 協会の事務局は、福岡市環境局循環型社会推進部ごみ減量推進課に設置し、協会に必要な事務を行う。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協会に関して必要な事項は総会で定める。

附 則

この要綱は、昭和51年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月2日から改正する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から改正する。

附 則

この要綱は、平成21年6月18日から改正する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から改正する。

附 則

この要綱は、平成24年6月26日から改正する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から改正する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から改正する。

附 則

この要綱は、平成28年6月9日から改正する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から改正する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から改正する。

別表-1

分 類	会 員
行政機関	環境局 市民局
地域市民団体	七区さわやかスタッフ
事業者	酒類製造業者 酒類販売業者 コーラ製造業者 コーヒー業者 製菓業者 果汁飲料製造業者 食品業者 薬品業者 酢醸造業者 再生産資源業者 商工会議所 その他